

自由问知

大阪版

- 運動スローガン -

1. 自由な論議の場を！
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

ホームページ▶▶

<http://jiyudowa-osaka.org/>

大会宗旨

一昨年の12月に「人権擁護法案」の関連法として「部落差別解消法」が成立したことで、今年度は6条に規定する実態調査が実施される。

この実態調査については、法務省が(公財)人権教育啓発推進センターに、その手法・内容等について委託したこと。当センター内に有識者会議を設置し、自由同和会、全国地域人権運動総連合、部落解放同盟の3団体から意見を聴取したが、参議院法務委員会での「対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということは全く考えておりません」と法案提出者が答弁したように、私どもも、行政によるアудitingにならぬよう注意を喚起した。

一方、未だ、調査に係る手法・内容等については明確になっていないが、法に規定する部落差別の実態調査ではなく、部落の実態調査を求める、条例化を推進する動きがあることには警戒しなくてはならない。

本大会では、「部落差別解消法」の成立を踏まえ、法に規定する「教育・啓発の推進」を有效地に活用するため、今後の人権教育・啓発では、どのような内容で同和問題を取り上げるのか、長年同和問題に関与され、大学の現場で人権教育を実施されている京都産業大学の灘本昌久・文化学部教授からご教授をいただき、本会としての考え方をまとめるとともに、「部落差別解消法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」などには救済に関する条項がないことから、改めて簡易・迅速・柔軟に人権救済を行う国家行政組織法の第3条委員会である「人権委員会」の設置を中心とする「人権擁護法案」の成立を求めるなど、自由同和会の運動の方向性を決する運動方針や事業計画などを審議決定する定期大会である。

決 議

われわれは、個人給付を含む過去の同和対策や法的には存在しない旧同和地区の指定や旧同和関係者を選別する部落の実態調査等を求める内容の条例化には断固反対する。

その理由、

¹ 旧同和関係者だけを優遇すれば、市民感情を悪化させ、解決の方途にある同和問題の早期解決を妨げること。

1. 旧同和地区(部落)の再指定は、「部落差別解消法」が「恒久法であることから、条例も恒久化し、指定された旧同和地区(部落)は未来永劫固定化されいつまでも同和地区(部落)と言い続けられる可能性が高いこと。

1. 旧同和関係者を避別することは、地域の中で平穏に暮らしている関係者と関係者以外の人達に分断を持ち込むことになり、さらに、行政によるアウンティングになること。

平成30年度運動方針（自由同和会中央本部）

重に検討すること」と、田同和地区的再指定や田同和関係者の選別を行政によるアウトингにならぬよう心配している。なお、以前のような個人給付やハード事業を推進する同和対策の復活を目論む一部の団体は、平成20年に実施された生活実態調査を要請したと仄聞するが、この生活実態調査を実施するには、現在は法的に存在しない「同和地区・部落」の再指定と同和関係者の選別が必要である。平成20年の実態調査でも41.4%と同和関係者が少數になり、現在では地区の公営住宅の一般開放が進んでいることにより「隔離住まい」が進み、田同和関係者が多數居住するというなり、平成20年の実態調査でも41.4%と同和関係者の少數になり、現在では地区の公営住宅の公営住宅ではなく恒久法であることをから、法律の施行や生活実態調査を可能にする内容の条例が施行されるまで未だ未実効、同和地区・部落の同和関係者と呼ばれ続けて固定化されることになるので、私ども自由同和会は反対の意を示した。時計の針を戻したい一派の団体は、同和対策の復活や生活実態調査を可能にする内容の条例が施行されるまでは未だ未実効、同和地区・部落にある方同団體の解説を妨げ、時代に逆行する条例化には明確に反対する。

都留県本部と各市町村支部は、柔軟化の動きには注視し、断固として用止するものとする。この間、「難済者扶助法」を意匠変形ができる内容に見直し、成立を求めて続ける。

「この間、「難済者扶助法」は平成25年6月に制定され、司法第6条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が平成27年の2月に策定公表され、各府県においても「国等職員対応要領」と事業者のための対応指針が作成された後、平成28年4月から施行されている。「いじめ防止法」「男女共同参画基本法」「ハイレベル解消法」等々の個別法が制定されているが、被害者の救済措置が十分ではないことが明らかに、今後はこれらが基づく各府県の各種施策の実施状況を注視していく。

地方公共団体についても、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定と実施を求めるとともに、「職員対応要領」の策定を求めている。大半の地方公共団体は策定済みだが、今後はこれらが基づく各府県の施策の実施状況を注視していく。

また、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決を図ることで、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行なうため、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を実施を要求しているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが、市町村では大半に残っていることから、「この協議会」が早期に設置されるよう市町村に求めている。

障がい者の雇用については、平成25年4月から法定雇用率が引き上げられたことで、平成29年（令和元年）現在この雇用数や雇用率も過去最高を更新しているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが、市町村では大半に残っていることから、「この協議会」が早期に設置されるよう市町村に求めている。

障がい者の雇用につれては、平成25年4月から法定雇用率が引き上げられたことで、平成29年（令和元年）現在この雇用数や雇用率も過去最高を更新しているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが、市町村では大半に残っていることから、「この協議会」が早期に設置されるよう市町村に求めている。

義のば大明確化されてきたが、未だに「いじめ」による児童生徒、性同・性障害や性的指向・性自認(「G-B-T」)に係る児童生徒へ、東日本大震災により被災した児童生徒については特に専門的な支援が必要とされ、「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に當たり、被害者等に深刻な撃を与えるかねない行為であることを理解させる取り組みを行つこと」も明記された。

また、「いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為」インターネットを用いて行われるものを持むことが止んでいる状態が3ヶ月以上正確化しているとした。

新たに策定された「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」では、「基本方針」平成25年10月、「子どもの自殺が起きたときの食生活調査の指針」(平成26年7月)、「不登校重大事案に係る相談の指針」(平成26年3月)が策定された後も、学校の設置者は又は学校において、いじめの重大事案が発生しているにもかかわらず「法」・「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な損害を与えたり、保護者等に対しても大きな不信を与えたりして事業が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を策定したとしているので、今後も「いじめによる悲惨な出来事が起らぬないように、各学校に設置者が発する取組(「地域」・「外部専門家を活用して学校を支援する取組(「相談」)」)」を立ち上げ・実績評査の支援を行うための学校ネットワーク(「相談所」)及びスクールリーシャルワーカーの平成31年度までの目標のすべての中学校区(約1万人)、平成30年度までは7・500人への設置を早期に達成するため、予算の更なる拡充とともに、コミュニケーションティ・スクールの拡大を文部科学省に求めている。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小学校は本年4月から、中学校は平成31年4月から全面実施になることから、差別をしない、させない、起きさせないことは最高の道徳だと唱えるので、道徳は最大限に活用するよう求めている。

性同一性障害や性的指向・性自認(「LGBT」)に係る児童生徒については既に、平成27年4月から、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施」を挙げたものをまとめて、学校における現場の実例を挙げたものをまとめているが、教職員からより指導し易いものをとの希望を受け平成28年4月に教員向けとして「性同一性障害や性指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施」についてまとめて、学校における現場の実例を挙げたものをまとめているが、教職員からより指導し易いものをとの希望を受け

いかを点検しつつも、高齢者・障がい者・妊婦等がいる人たちが社会に参加できる活力ある地域にするため、パリアフリーは当然のこととして、ユーバー・サルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成する。パリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

パリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（通称、ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した行動の円滑化の促進に関する法律」（通称、交通パリアフリー法）を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称、パリアフリー新法）が施行されているので、この「パリアフリー新法」と平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してパリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行なう際については、「空き家の集約化を図り、東農地の有効活用で活性化を促進する」の、空き地の有効活用で活性化を促進する。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合は、混住化を促進するためにも一般公募制度等を活用し、また、若年層の入居を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊娠について優先入居や割引の導入などの工夫を実現らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理運営は、木だに地区の自治会や同居連絡団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を防ぎながらも、利用者の温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行なうよう、市町村に強く要請していく。

批判的立場になつてゐる改良住宅・公営住宅の家賃については、応需応給制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになつてゐるが、応需応給制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を導き入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を山村町と協議しながら隔離障壁について、地域の擁護点である隔離障壁について、「部屋別解消法」が成立したことで運営費の削減や廃止は当分の間回避できるものと思われるが、これを機会にあらゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、また、広く市民も利用できる公的施設で住環境が改善され交流が生まれ、また、同和政策で住環境が改善されたことを実感することで、田園地帯の心臓をもつていてここにもなるので、障がいのある人も利用しやすい施設にするために、厚生省の改修費補助を積極的に活用してパリアフリー

化をも進めていく。
また、指定管理者制度を活用して活性化を図ることも考慮する。